

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」等の概要

1 改正の趣旨・目的

一定の要件を満たす日系四世の方を受け入れ、日本文化を修得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結び付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的として、平成30年7月から日系四世受入れ制度が開始されたところ、本制度の更なる利用促進を図るため、日本語能力に係る要件を見直す必要があることから、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」（平成2年法務省告示第131号）等を改正するものである。

2 改正の概要

現行制度では、入国時に、基本的な日本語を理解することができる程度の日本語能力（N4レベル）を有していること、さらに、通算して2年を超えて本邦に在留しようとする場合には、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力（N3レベル）を有していることが、それぞれ試験により証明されることを求めている。

今回の改正により、入国時の日本語能力について、①基本的な日本語をある程度理解することができる能力（N5レベル）を有していることが試験により証明されること及び②基本的な日本語を理解することができる程度の日本語能力（N4レベル）を有していることが試験以外の方法により証明されることを認めることとする。

また、上記①により日本語能力を証明して入国した外国人については、通算して1年を超えて本邦に在留しようとする場合に、基本的な日本語を理解することができる程度の日本語能力（N4レベル）を有していることが試験により証明されることを求める。さらに、通算して2年を超えて本邦に在留しようとする場合に求めていた日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力（N3レベル）を、通算して3年を超えて本邦に在留しようとする場合に求めることとする。

3 今後の予定

公布日：令和3年3月下旬

施行日：令和3年3月下旬（公布日と同日）